

大阪府庁POS 手数料\3,900-



覚醒剤原料研究者指定申請

覚醒剤原料研究者指定申請書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定により覚醒剤原料研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

大阪府知事 殿

研究所の所在地 及び名称	(TEL :)
覚醒剤原料を必要とする研究事項	
参 考 事 項	月平均覚醒剤原料使用予想量 ・・・品名、数量

覚取法第30条の5 規則10条

1. 留意事項

覚醒剤原料研究者の指定を受けられる者は、医学、薬学、化学、応用化学 その他学術研究又は試験検査の業務に従事する者であって、覚醒剤原料の使用が特に必要と認められる者に限る。

2. 添付書類

- (1) 申請者の履歴書
- (2) 研究計画書（研究目的、覚醒剤原料の種類等）
- (3) 研究室のある建物の平面図
- (4) 研究室内詳細図（保管場所を明示）
- (5) 保管場所の写真又は立体図（施錠及び固定が確認できるもの）

3. 提出部数

生活衛生室薬務課管内	1 部
保健所管内	1 部